

【税務課からのお知らせ①】 ～固定資産税の課税の特例について～

過疎地域等の指定による課税の特例により、町内において対象業種の用に供する施設・設備を平成29年中に新設または増設した場合、申請により固定資産税の課税免除等を受けられる場合があります。

詳細は町ホームページをご覧ください。課税グループまでお問合せください。

特例の種類

①過疎地域指定における課税免除の対象となる業種

- ・製造業、農林水産物等販売業、情報通信技術利用事業、旅館業（下宿業を除く）

※法律改正により情報通信技術利用事業は平成29年3月まで、農林水産物等販売業は平成29年4月以降に取得の資産を対象とします。

②半島振興対策実施地域における不均一課税の対象となる業種

- ・製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業（下宿業を除く）

申請期限 **1月31日（水）**

【税務課からのお知らせ②】 ～固定資産税（償却資産）の申告をお願いします～

個人または法人で確定申告において減価償却費として必要経費に算入される事業用資産を1月1日現在、所有されている場合は、固定資産税（償却資産）の申告が必要です。

平成28年中に資産を有し申告された方には、昨年12月に申告用紙を送付しています。

前年まで資産がない方で新たに資産を取得された場合は、申告用紙を送付しますのでご連絡ください。

申告期限 **1月31日（水）**

提出・問合せ 税務課 課税グループ ☎ 21-2115

【余市税務署からのお知らせ】 ～平成29年分の確定申告は2月16日から～

確定申告について

平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、2月16日（金）から3月15日（木）までです。

確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、印刷して郵送等により提出することができます。

「確定申告書等作成コーナー」には、給与所得や年金所得のみの方専用の初めての方でも操作しやすい画面もありますので、是非ご利用ください。

また、「確定申告書等作成コーナー」はタブレット端末からもご利用いただけます。

※タブレット端末からは、パソコンで利用可能なe-Taxでの送信など一部の機能が利用できませんので、申告に当たっては、申告書を印刷して郵送等により提出してください。

医療費控除の明細書の添付が義務化されました

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

医療費控除の明細書には、医療を受けた人ごと、病院・薬局ごとに医療費を合計して記載する必要があります。

医療費控除の明細書は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から作成することができます。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります（税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません）。

確定申告書にはマイナンバーの記載が必要です

申告をする方や扶養親族の方などのマイナンバーの記載が必要です。

また、マイナンバーを記載した申告書を提出する場合、申告者ご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です（控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要です）。

※e-Taxで申告書等を送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

【本人確認書類の例】

例1：マイナンバーカード

例2：通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

問合せ 余市税務署 ☎ 22-2093